

# 西宮市障害福祉推進計画策定委員会（平成 29 年度第 4 回）議事要録

## ○日時

平成 30 年 2 月 8 日（木）14 時 00 分～15 時 50 分

## ○場所

西宮市総合福祉センター 本館 4 階 A 1 ・ A 2 研修室

## ○出席委員

北野会長、吉田副会長、安東委員、近藤委員、柴田委員、清水委員、角野委員、関本委員、高田委員、玉木委員、塘委員、原委員、藤田委員、本郷委員、三浦委員、室委員、森裏委員  
計 17 名

## ○傍聴者

2 名

## ○次第

1. 開会
2. 傍聴の許可
3. 議事  
（1）西宮市障害福祉推進計画（案）について
4. 閉会

## ○資料

資料 1 西宮市障害福祉推進計画（案）

資料 2 「西宮市障害福祉推進計画（素案）」に対するパブリックコメントの結果及び市の考え方について（案）

参考資料 1 西宮市障害福祉推進計画策定委員会（平成 29 年度第 3 回）議事録

参考資料 2 第 2 回西宮市障害福祉施策推進懇談会（平成 29 年度第 2 回）議事録

## ○議事要録

会長

まず事務局より説明をいただき、その後、各委員からご意見をいただきたい。よろしく願います。

事務局

【資料1・2に基づき説明】

会長

本日はこの委員会の最後になる。パブリックコメントも終わり、一通り皆さんの意見を反映したつもりだが、最終の確認は事務局と私にご一任いただき、大幅な変更はできないことはご了承いただき、どうしてもこの部分に意見を反映させたいということがあれば、ご意見をお願いしたい。

委員

前回の素案や現行の計画から、かなり皆さんの意見が反映されたと思う。中身も見やすく、後ろに用語説明があるのもよいと思った。大きな修正はできないということだが、細かいことで気になる箇所もある。前の素案に比べると幼少期からの取り組みについて力を入れて提案していただいたと思うし、今回の委員会を通して皆さんにもご理解いただけたと思う。

今後整備されて、ますます推進されるよう、力を入れていただけると思うので、一つ情報提供したい。例えば、第5章2（5）障害児支援の連携体制の整備等について、児童発達支援センターを中心にこども未来センターの役割など書いていただいているが、最近の小学校のPTA協議会で西宮市に対して教育的要望があがっており、こども未来センターについての要望もあがっている。今回その中で、センターについての記載が市のホームページにもあるが、開館日、時間と診療、リハビリの時間について正しい情報が保護者に伝わっていないということである。具体的には、リハビリの時間が記載の受付の時間より実際には短い時間で終わっていたり、土曜日についても保護者の間で意見の混乱があるということで、情報が正しく伝わるのが大事だと思う。今回、推進に向けて色々お話したので、より良く進めていくためにも、こういうところで情報が正しく伝わるよう力を入れていただきたいと思う。ほかについては案としてはいいものが出来上がったのではないかと思う。

会長

副会長も委員もおっしゃった障害を持つ子供の親の支援ということを、表現として入れたが、施策としてどうするかは今後の課題である。理念としてうたったうえで、親に対するサポートの仕組みを、PDCAを回す中でしっかり作れればと思う。今、ご指摘のこども未来センターのホームページについては、正確な記載になるようこちらからもお願いしたい。

## 委員

就労について、市の正規職員に聴覚障害の方は現在4人いるとのことだが、視力障害の方ではこれまで実績がないのでは。今後は就労の目標として視力障害者も入れてほしい。

## 会長

行政として障害のある人の雇用・就労に努力されていることはわかるが、視覚障害についても、もちろん点字の支援などされているが、雇用について職種も含めて検討いただきたいということで、次回に報告できるようお願いしたい。

## 委員

今日は3点だけ申し上げたい。

内容はいいので、来年度に向けて、1年ごとにPDCAサイクルとして評価して、必要な記述がなければ追加するのが現行の計画の考え方だと聞いている。次年度以降の新規事業がいくつかすでにあがっており、それについてはここに記載されていないので、来年度早々に新しく始まるサービスについて記載していく委員会を継続的に持ってほしいと思う。具体的には、私もかかわっていたが、すでにサービスがある大学は対象ではないが、大学にサービスがないところについては、地域生活支援事業の中で重度訪問介護相当のサービスを提供できるという制度が4月から始まる。それは一つの例だが、新規で計画にすぐ反映すべき事業は、すぐにでも計画に落とし込む作業をすべきだということが1つである。

2点目は、サービスの継続性や事業者の責任についてである。数値目標は就労継続支援B型が何人、A型が何人といったことがあるが、今、サービスの継続性が非常に厳しい状況にあり、特に福祉サービスとして指定を出す場合は指定責任が行政にあり、サービスが継続するための施策を行政としてきちんと持っておかなければ、A型や放課後等デイサービスで撤退したりしているところもある。サービスがなくなることで被害を受ける利用者はたくさんいる。事業の適正化をどうやって進めるかについて、行政がきちんとイニシアチブをとって考えていく必要がある。そのためには、例えば社会福祉法人の地域貢献の義務化など、今考えられる中身はたくさんあるのでそれを早急に立ち上げていくとか、前も申し上げたように社会福祉法人の理事長クラスの連絡会議など、早急に立ち上げて事業の継続性や足りない部分をどうやって増やしていくかを具体的に作っていくことをしていただきたい。

3点目は、障害者差別解消の条例化についてである。これは個人の思いとして焦っていて、遅いという感がある。今日もある市から、4月に条例ができ、5月にキックオフイベントがあるので来てほしいというオーダーがあった。よくこういうイベントに呼ばれるが、愚痴になるが、呼ばれて行くけれど実は我がまちではできていない、というオチがあって非常に苦しい。また、鳥取県が「あいサポート運動」をしており、近隣の府県と提携して運動を広げようとしており、差別解消のことや手話言語、防災時の連携などについて、大阪府も協定を結んでいる。本気で具体化するかどうかは今後大事になっていることで、PDCAと一緒に、計画は3年や6年とあるが、その間にきっちりと動かしていける仕組みを、この委員会や別の会議を作って、せっかくな計画ができるのだから、その部分をしっかりやってほしい。以上である。

## 委員長

一つは、第6章でこの計画の進捗、推進体制について書いている。行政とこの委員会と地域自立支援協議会の役割分担をどうするかをもう少ししっかり決めていかねばならないが、この委員会が進捗管理でも重要である。今回、自立生活援助や就労定着支援については、数字は入れたがやってみなければわからない数字である。また、おっしゃったように、地域生活支援事業の特別事業として大学に通う障害者の支援の予算をつけているようである。新しいメニューであり、これをどう入れていくのか。

また、サービスの継続性について、西宮市の指定責任もあるので、この問題は私も他市などの委員会をやっているが、指定時に団体の経理的なものを見たときに、短期と長期の財政指標を出させると、大手の法人は長期が良い。一方で、短期の財政指標が悪いのは、熱心な法人である。財政指標は悪く借金も抱えているが、熱心なところを切ってしまうことも問題があり、財政指標と内容について難しいところがあるが、しっかり見ながら、指定時のことも含めて検討していければと思う。

差別解消条例も含めて大事なところなので、この委員会や地域自立支援協議会が市と一緒に進めていければと思う。

## 委員

1点だけ、第5章2(2)精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築についてだが、対応する成果目標は協議の場を作るということで、病院や訪問看護事業所のメンバーで作るとある。このメンバーに病院や事業所、行政だけでなく、ぜひ利用者の代表を加えるようにしてほしい。

## 委員長

これはご指摘の通りで、国のマニュアルでこうなっていたかもしれないし、「など」に含まれるという理解かもしれないが、やはり利用者の代表を明確に表現して構成されるということを、できれば事務局の見解もお聞きしたいがどうか。

## 事務局

ご意見をいただいたので検討したい。

## 委員

ぜひ入れていただくようお願いする。

## 委員長

精神障害に対応した地域包括ケアシステムについても国から着々と情報が出ており、アウトリーチをするための予算措置もある。アウトリーチは良いことだが、希望しない人に対して行うことで危険な状況が生まれる可能性もあり、PDCAサイクルを回しながら色々な検討をさせてもらえればと思う。

## 委員

また、関連して、実際にはどこでやるのかがこの文章ではわかりにくい。地域自立支援協議会で協議するのか、その下部組織として位置づけられるのか。明確にどちらの会議で協議するのかを分かりやすくしていただければと思う。

## 事務局

地域自立支援協議会の中の一つとして実施をしていくところだが、現在、位置づけについては地域自立支援協議会全体の組織の見直しを検討しており、位置づけも含めて今後検討したいと思う。この計画策定時点ではあいまいな記述になっているのは、地域自立支援協議会の組織が固まっていない状況であることによるものである。

## 委員

前回は申し上げたが、相対的にはサービスが不足していてそれを上げなければならないのは読めばわかることなのであえて入れていないのかもしれないが、第4章3の地域生活を支えるサービス・支援体制の充実の中で、取り組みの方向性では「質と量の確保」と総論的に書かれているが、例えば、アンケート調査では知的障害者の3割以上今後利用したいと出ている、グループホームやショートステイ、ガイドヘルプなどの今後ニーズが高くなるであろうメニューがある。そういう具体的な事業名を各論で入れて追加していただけるとよいと、前回も言ったが、今回改めでは難しいかもしれないが言っておきたい。

質問だが、第5章2（1）福祉施設の入所者の地域生活への移行の、地域生活への移行の実績について、平成27年度から平成29年度の第4期計画では目標値87人に対して実績値8人と書かれているが、どういう方が移行されたのか内訳を知りたい。

もう一つは、第5章3（2）の居住系サービスの利用実績・見込量で、共同生活援助について、平成29年度の計画値295があがっていて、平成30年度が279になっていることについて、できれば平成29年度の途中の実績の数字を教えてください。

最後に、今回パブリックコメントを実施されているし、計画策定の中にもしっかり反映されているので、第1章4の計画の策定体制の中にもパブリックコメントの文言を入れてもよいのではないかと思った。

## 委員長

何度も言われているグループホームの見込みについてだが、そのことが大事だということについてである。

## 委員

第4章3の地域生活を支えるサービス・支援体制の充実の中で入れてほしいのが要望である。

## 委員長

具体的な施策の中でグループホームについてきっちり書いてほしいという部分と、数値のもと

となる平成 29 年度の実績の数値やどのような見込み量の計算に基づいて平成 30 年度以降の数字が出ているかについて、もう一つは 8 名の地域生活への移行者の内訳についてである。

#### 委員

知的障害の方なのか精神障害の方なのか障害種別について聞きたい。

#### 会長

市町村によっては地域移行の概念が若干違っていたり、施設から親元に帰った場合について、親元に帰ったのは施設を追い出されて行くところがないということもあるという。実態をきちんと反映しなければということがある。

#### 委員

地域生活への移行はずっと言われているが、実態として施設入所からグループホームというのはあるが、地域移行した後、すぐに埋まる。それだけ生活基盤が切迫しているということがあるので、どれだけなのかということが知りたい。だいたいよい。

#### 事務局

8 人についてだが、西宮市で地域移行の実績としてあげているのは、自分の意思で地域に移るということで施設からグループホームや在宅に移った方である。この 3 年間はほとんどが知的障害の方だったと思う。

共同生活援助の平成 29 年度の実績見込みだが、正確なデータは持ち合わせていないが、平成 28 年度と比べて平成 29 年度の実績は増えているはずである。新たに立ち上がったグループホームもあるため、260 人台だったということは覚えている。平成 28 年度と比べて 10 人以上は増えている。

#### 委員

12 月のパブリックコメント実施時の素案と今回を読み比べたが、あまり問題を見つけられなかった。

#### 委員

素案自体に大きな問題はないと思うが、第 5 章 5 の障害児支援の実績及び見込量について、障害児の相談支援のことが書いてある。セルフプランを含めるとサービス等利用計画案を作成している人は 9 割を超えており、セルフプランは、制度上は問題ないと聞いているが、福祉サービスを利用する入り口として相談支援から始まるということがあると思うし、切れ目のない支援としてはセルフプランでは不十分だと思う。待機が増えている状態でこれ以上増えるといつ対応できるかわからない状況だが、申込があると受け付けるという状況である。個々にも書いてあるように、待機者が障害児相談支援を利用できる体制整備については、すべての人が相談支援専門員による相談支援を受けて、サービスが切れ目なく継続できるようにしていただきたいと思う。

もう一つは今後のことになるが、短期入所の見込量があるが、障害児の見込みが含まれているかはわからないが、障害児を受け入れる短期入所が少ないと聞いているので、今後の課題として障害児の受け入れ施設について次回考えていただきたいと思う。

#### 会長

障害児の相談支援について、セルフプランをどう考えるかということはあるが、子供の場合は親が決定権者であることを思えば、親がつくるのはまさにセルフプランかもしれないが、障害のある子供の意見をどう反映するかということもあるので、専門職が入って、保護者のニーズも踏まえたプラン作成が望ましいというのはご指摘のとおりである。セルフプランではなく相談支援専門員が介在した計画として作れるよう、ある種の表現があってもよかったと今にして思う。可能性があれば検討いただきたい。

障害児の短期入所はどの市町村も高いニーズがあり、特に重度の障害のある子供や医療ケアが必要な子供へのサービス提供が十分できていないのが課題である。ここはきちんとしなければならなかったところで、PDCAを回しながらご意見を出していただいて、きちんと進めていきたいと思う。

#### 委員

前回の委員会で、会長から提案のあった手話言語条例の中身を組み込んだ差別解消条例について、問題が残っていれば次の委員会で必ず再度検討をしていただくことを提案したい。今回委員になって、ろう者として手話に対する色々な思いや社会に対するお願いを話せたことは良かったと思う。しかし、第3回の委員会の中で、検討事項も多く、手話言語条例についての皆様の理解はなかなかいただけなかった。資料2の西宮市障害福祉推進計画（素案）に対するパブリックコメントの結果及び市の考え方（案）をみると、手話と聴覚障害者について44の意見があった。私たちろう者の意見を理解していただいた人が多くいることに非常に勇気もらった。

第5章4の地域生活支援事業の見込量のところで、手話通訳者・要約筆記者等派遣事業の数は、平成30年以降増える見込みになっているが、手話通訳者・要約筆記者養成研修事業は横ばいである。そのことについては問題があると思う。

話は戻るが、西宮市以外の近隣の市町村は手話言語条例の制定がほとんどされている。今年度は実現できないと思うが、条例の制定を求めて今後も活動を続けていくつもりである。

#### 委員長

毎回きちんと我々に手話言語条例の必要性、手話文化の重要性について教えていただいた。我々も勉強を進めているところである。手話通訳者・要約筆記者等派遣事業のニーズの増加の一方で、養成研修事業の数字が上がっていないのはなぜかについて、現在の事業について計画値と実績値の数字の開きがあり、養成研修事業の実績値は平成27年度に27、平成28年度は26となっており、現状の推移を見て数字を出されたと思う。これで十分かどうかについて、問題があればご意見をいただいて、また検討したいと思う。

## 委員

パブリックコメントの内容も含めて、よく考えてやったださっていると思う。いいものができているということと、一番感じるのは私どもの民生委員の団体として考えると、共生社会の実現に向けて高齢者や障害者が同じところで一緒に生活するようになり、分け隔てなく共に過ごせるようにするということについての理解の促進を図ることについて、第3章4（5）共生社会の実現に向けた理解の促進にも理解促進について書かれているが、それが本当にどういうことなのかということである。私たちが市民の一人として努力していかなければならないことである。皆さんはそれぞれの活動があるが、私たちは受け皿として、どうしていけばいいかを行政と考えなければならない。今朝の新聞でもあったが、病院も入院から在宅医療に変わっていく。そうになると、地域の中で在宅医療が受けられるかも心配である。それについては在宅医療生活を支援するということが第4章2保健・医療・リハビリテーションの充実に書かれており、今後その方向で進めていかなければならないことを行政も心得てくださっているのだろうが、同時に私たちもその体制のなかでどう活動していくのかということを考えていかなければならないし、これが絵に描いた餅にならないようにするためには、私たちがどう努力して、活動していくことが重要だと、与えられた課題が大きいと感じているし、今まで以上に大変になると感じている。

## 会長

医療保険がどう変わるかの説明も聞いてきたが、まさに入院期間を一段と短縮して、在宅で高齢者や患者をみることを基本にしている。一方で、在宅医療の制度や仕組みが本当にできているのか、家族におんぶにだっこではとてもできないことで、地域の中でどう支えあうのか。それが無理な部分はきちんと制度設計の中で、西宮の地域での医療のシステムを考えながら、医療計画と我々の計画とが連動しながらやっていただかねばならない。そこも含めた大きな仕組みを考えていただきたいと思う。

## 委員

前回も同じことを申し上げたが、計画自体はよくできているし、ニーズをよく拾っていただいていると思う。今後、これをどう具体化するかに切り替えて、この会は進めてほしいと思っている。また、色々なセミナーなどに出ると、各地で障害者差別解消法について条例化されているところが増えていて、西宮はどうなっているかとも思う。権利擁護委員会が地域自立支援協議会の中にあつたものがもうやっっていないくて、差別解消支援地域協議会を新たにという話だったと思うが、私も勉強不足だが、その協議会がちゃんと動いているのかが知りたい。

また、グループホーム整備を含めた地域生活支援拠点の整備については、面的な整備を進めるという方針を打ち出しているが、どれだけの面が必要なのか、具体的に必要なサービスは何かということをも早く洗い出して、集計して、完成図をしっかりと早いうちに描いていくのが大事だと思っている。

それから、地域ごとの活性化が大事だと思うが、最近、西宮市の北部の方に呼ばれて行ったりするが、北部の障害のある子供を持つ若いお母さんのグループと話をすると、こども未来センターまで行くこと自体が大変で、分室でもいいから北部に作ってほしいということをよく聞く。同



じように、地域生活支援事業や就労系の事業所は北部になくて、西宮市民なのに三田や宝塚の事業所を使っているのがほとんどである。本来は圏域で考えるのがいいのかもしれないが、北部にもそういうものが増えてほしいというのは、南の方に住んでいるとわからないことだと思った。

会長

こども未来センターが北部から行きにくいというのは、ご指摘のとおりである。また、地域生活支援拠点について、北部も含めてどのようなイメージを出すのかを、早急に具体的に議論して、着々と面的な整備を進めていかねばならない。地域生活支援拠点のビジョンをもう少し明確にしてほしいということになる。圏域については、国も精神障害にも対応した地域包括ケアシステムに組み込むという話も出しており、地域生活支援拠点については地域包括ケアシステムとの関連も含めて市町村に求められると思う。その中でどういう圏域設定をして、どんな形で相談支援からどのような生活支援をするかをしっかり議論して作っておかねば、あっという間に国の絵に吸収され西宮がこれまでやってきたものが生きてこないということもありえるので、かなり大きな問題としてやっていってほしい。そう考えると、地域自立支援協議会の中身をどうするか、権利擁護の仕組みをその中でどう展開するのかをちゃんと議論していければと思う。これは私たちの課題であり、PDCAサイクルを回しながら議論していきたい。

委員

一つ指摘したいのが、資料2の「西宮市障害福祉推進計画（素案）」に対するパブリックコメントの結果及び市の考え方について（案）の第3章6番の意見に対する市の考え方だが、障害のある人を支援する人材の確保についての意見なので、アイビーは関係なくて人材確保についての返答が必要だと思う。

また、計画そのものについては非常に読みやすくなったし、皆さんの意見もかなり反映していただいているものになったと思う。分量的にも分厚いものから読みやすくなって、計画が一步市民に近づいたと思う。もっと市民に近づくと良いが、いいものになったと感謝している。

その中で第3章4（2）の災害時の支援体制の整備の中で、地域避難支援制度とあり、防災担当部局や事業者との連携を進めるとある。災害がいつ起こるかわからない中で大事な制度だと思うし、制度自体も地域によっては使いにくいことは以前も指摘したが、実際にやっている地域は数パーセントで事業者も知らないところがほとんどだと思う。本当に進めなければいつ災害があるかわからないのでまずいと思う。平成28年度の登録者数が約200人ということで、まだまだである。

もう1点は、今後、用語説明を増やすということだったのが、福祉的就労という言葉も必ず説明をお願いしたい。

会長

最後の要望は誰がどんな説明するかは難しい。福祉的就労をどう描くかは難しい課題で、一般的にしか書けないと思う。私も委員のご指摘で気付いたが、パブリックコメントへの回答で不明確なところについて修正したいと思う。災害時の支援体制の整備については、大事なことなので

のんびりしている場合ではないということを考えると、具体的にゴール・目標を設定して、数値を決めて達成に向けて進捗を出していかなければ、一般論では進まない。PDCAサイクルを回すのも難しいということで、少しご検討いただいて次回には提案いただければと思う。

## 委員

第3章2計画の基本目標については限界はあると思うが、私の意見が反映されていると思う。

第3章4(2)地域での暮らしを支える生活支援の充実の「生活の場の確保」のところに、住まいの確保の問題をパブリックコメントを反映して書き込んだということがある。また、同じページの「継続的な地域生活支援」のところで、「地域生活支援拠点について地域自立支援協議会と協議を行い」と述べられており、第4章3にも「地域生活を支えるサービス・支援体制の充実」として「障害のある人の地域生活を総合的に支援する地域生活支援拠点等の整備」があり、さらに、第5章2の(2)精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築と(3)地域生活支援拠点等の整備に反映していると思う。第3章の中で居住確保支援という概念を書き込んだので、第5章2の(2)と(3)の「関連する取り組み」の中にも、できれば「グループホームや住宅の確保・整備」のように、居住支援について入れ込む方法はないかと思う。

もう一つは、第5章2(3)地域生活支援拠点等の整備の関連する取り組みの中で「地域生活支援拠点等の整備」が入っているが、そうすると関連する取り組みではなく、そのままではないか、という感じがするので、(2)精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築のところにあげられた関連する取り組みを(3)に入れるほうが良いのではないかと思う。少なくとも、グループホームの確保・整備あるいは住まいの確保・整備を入れられないかと思う。そうすれば他の委員からご指摘があったグループホームの重要性や地域生活支援拠点の面的整備の具体性を反映するという意味でも、関連する取り組みがそのままであるより、改善されるのではないかと思った。

また、「地域自立支援協議会を中心に協議を行い、面的な体制整備を進めるとともに」とあるが、「地域自立支援協議会を中心とした協議に伴い、本人中心の地域総合支援展開に基づく面的な体制整備」といった文言がどうしてもいるのではないかと思った。

## 会長

今のご意見は、かなりきわどい話である。お気づきの方もいると思うが、国では(2)精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築が(3)地域生活支援拠点等の整備である。「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」という美しい言葉が言われているが、精神障害にも対応したということは、本当は関係なく、地域包括ケアシステムが全体のビジョンとなっている。精神障害については、医療モデルでやりやすいのでまずここから行こうと、次は難病そして身体、知的とくる。基本的には障害福祉の仕組みを介護保険の地域包括ケアシステムに一本化するのが国の大きな狙いである。一方で、生活困窮について社会福祉協議会や障害福祉の動きも含めて、地域生活支援拠点の整備をうたってきた。しかし残念ながら、これについてはどこからもお金がつかない。一方で、国は3年前にやれと言っていたのに、また3年後にやりなさいと、逃げに逃げを打つ。政策転換できるような金も持っていない。一方で精神の方はお金も持ってきたし、ア

ウトリーチも含めて色々なことを言っている。ここを医学モデルでやれば、障害も生活モデルを抜いて全部組み込めると国は思っている。したがって（２）と（３）は国としては、生活モデルではなく医療モデルで一本化したいと思っている。そうするとシンプルに整理できる。

しかし、私たち西宮では障害のある方の地域生活支援のモデルを粛々と作ってきたし、社会福祉協議会も含めて地域の中で暮らすということを粛々と進めてきたので、地域生活支援拠点をきっちりと構築しながら、地域生活支援拠点と介護保険の仕組みをどこかでドッキングして、障害のある方の地域生活支援をメインにした障害、高齢のシステムを作りたいという夢もある。その夢と現実的な強い政策誘導との関係で、どのあたりで落とし込みができるかが、各市町村が問われてくる課題である。その意味で、委員のご指摘のように、できるだけ（３）地域生活支援拠点等の整備についてしっかりと書き込みながら、（２）精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築についても西宮は踏み込んで、一緒になって仕組みをどんな風にやっていくかについて考えていければということが委員のおっしゃったことだと思う。ぜひ一緒に検討していきたいと思う。

## 委員

計画にパブリックコメントも盛り込んでいただいたが、実行機能をどうとっていくかが重要である。平成30年度の報酬改定も含めて様々なものが盛り込まれる中で、委員のご指摘のようにPDCAサイクルの中で新たに追加していくことも必要だと思う。PDCAサイクルが段階的に行われるのではなく、常に実行機能が動きながら方向修正していかなければならないものだと思うので、まずは計画ができたこととともなって、誰が何をするかを具体化しなければ計画は計画のままに終わってしまう。地域自立支援協議会の名前はたくさん出ているが、それ以外の名前が出ていないところについて誰がするのかを確認する作業をしていきたいと思う。

第3章4（２）地域での暮らしを支える生活支援の充実で、パブリックコメントを受けて住まいの確保の話を入れていただいたのはありがたいと思う。グループホームも大事な資源だが、既存の住まいについても当たり前前に市民が使える資源であり、これを考えない手はないと思う。先日テレビで、福島原発事故の後の話があった。長期入院患者の実態のことだったが、原発事故があったことで避難地域に指定された4～5か所の精神科病院から全員が転院することになった。その中で福島の病院が、福島に戻りたい人の再入院を受け入れたが、その医師が診察した人のうち大半は治療の必要性がないということで、退院させるということをしている。これは医師の誤診であるということをはっきりとおっしゃっていた。やはり長期の入院の中にはこういう方が多くあるということである。地域包括ケアシステムという言葉があまりなじまなくて、地域生活システムでいいだろうと思う。ケアなどはもういいだろうと。そもそも面的整備と、地域包括ケアシステムの話は相互連動していると思っているが、できるかどうかかわからないが、第5章2（２）精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に面的な地域生活支援拠点の整備の中で相互性を踏まえて議論していくということを入れたり、第5章2（３）地域生活支援拠点等の整備でも精神障害に特化したものではなく、他の障害も含めた幅広くインクルーシブな社会の実現に向けて相互性も含めて検討しますというように変えて行けないかと思う。二つは別々ではなく相互関係にあると思うので、西宮ではその辺をしっかりと理解しながら面的な地域生活支援拠点の整備

も地域包括ケアシステムも進めていければと思う。

もう一つは第4章4の療育・発達支援、教育の充実で、こども未来センター等の機能の充実の「学校園等に職員が出向き、具体的な支援方法・体制について助言を行うアウトリーチをより積極的に行い」とあるが、アウトリーチという概念をもう少しはっきりさせていただきたいと思う。後ろの言葉をみると、「派遣する職員も派遣先に合わせて充実を図る」となっていて、これはアウトリーチではない。内在する問題を掘り起こしていくのがアウトリーチであるので、外に出向いてアウトリーチをして問題解決を図るのであれば、派遣する職員を派遣先に合わせてではなく多職種で派遣するという文言に変えなければアウトリーチの意味合いがぼやけてくると思う。巻末の用語説明にアウトリーチという言葉もないので、アウトリーチという言葉をしっかり整理して、何のためのアウトリーチかという目的があるはずなので、それをはっきりさせていただきたいと思った。

## 会長

大事なところで難しい議論になっているが、第5章2(2)(3)の部分は、本質的にこれからの西宮がどう全体の仕組みを作っていくかについて、2つを合わせてすべての障害に対応した地域生活支援のシステムをどう構築するかという課題の一つとして国のやり方も活用していく戦略を考えていくということだと思う。地域生活支援拠点整備の5つの課題があるが、相談支援、体験・機会の場の提供、緊急時の受入・対応、専門的人材の確保・養成、地域の体制づくりという5つのニーズは、実際に取り組まれた自治体によると、6割以上は精神障害の方が使うという。ということは、逆に言えば地域生活支援拠点は、基本的に精神障害を含めたすべての支援の仕組みとして出来上がるのであり、そう考えるとわざわざ第5章2(2)でうたう必要はなくて、第5章2(2)(3)はほぼ同じニーズを持っている。多くの地域の中で心の病や重複障害、重度の障害を持っている色々な方が活用できる仕組みを西宮が粛々と作っていかれるとよいということになる。その時にグループホームも大事だが、一方で生活の場をきっちりと位置付けていかなければならない。委員もおっしゃったように、この部分について(2)(3)の中で今表現できる部分は表現していく。精神障害にも対応した仕組みについては、まず(2)を地域生活支援拠点の整備としておいてその仕組み全体についてうたい、(3)でそれを踏まえて精神障害にも対応した仕組みとして展開していくというように順番を入れ替えて表現しやすくなるということもあると思うので、順番を入れ替えて若干表現を考えるということもあるかもしれないと思う。

アウトリーチについては、精神障害者の地域移行でもアウトリーチの話が出ており、地域包括ケアシステムでも出ているので、アウトリーチについては定義も含めてきっちりした理解の中で表記していくということをご検討いただければと思う。

## 委員

計画ができて次にしていかなければならないことは、書かれていることを実行していくことだと思っている。そのためには色々な人がこの計画を理解した上で実行していく必要があると思う。そのためには、ここで書かれていることをどういう趣旨でどういうことをしなければならないかをしっかり伝えていくことをしなければならないし、そういう機会が必要だと思う。できたものを

冊子として手にする人が見て知っているだけではこの計画は意味がなくて、普段、障害のある人と関わっている福祉従事者が、自分の役割としてここで書かれていることの何をしなければならぬかを、事業所等の中でみんなが理解して初めてこの計画が役に立つと思う。そういうちゃんと理解する、伝えていくという作業がこれから大事なことだと思う。ここに書かれたすべてのことをすべての人が知って理解することは難しいと思うが、必要なことを必要な人に伝えていくというところは、していかなければならない。アイビーであれば就労という場面で企業の方に障害の理解についてしっかり伝えていくということや、福祉施設や支援者に就労ということについてここでどう書かれているかを伝えることや、例えば保護者に本人中心支援計画の中で、人生を進めていく中でこのままずっとここにいたことがどうなのかということは、この計画の中から読み取ることができるはずである。それをちゃんと話せる計画というものは、根拠であって目標値が記されていると思うので、ちゃんと福祉の現場の人に伝えていくということが必要になる。それをできるのが地域自立支援協議会であったり、アイビーのセミナー等で色々な人に色々なことを伝えていくということが、これから重要だと思っている。まずはこういう機会をたくさんの人に作っていくことが、次のステップとして必要だと思っている。

#### 会長

委員の指摘は鋭いものだった。委員から、誰が何をするのかという意見があり、私は取り上げなかったが、委員がそれをしっかりふまえて、誰が何をするのかについて、地域自立支援協議会だけが強調されているが、各団体・事業者がどういう役割をするかについて明確にできるような形で提起すべきだろう。この委員会の話をすると、PDCAを回すために次にいつやるのかということ事務局と話したが、一定の成果や数値目標の出る段階は、どう考えても9月までの半期の数字が出て、それを踏まえて11月といったように、下手すると平成30年度に1回しか開催できない。また、計画の中でも数字のないものについては、各部局でどこまでデータを求めるか、教育委員会や土木、建築も含めて各部局に障害福祉課からデータを求めて整理して、いつ出せるかとなると、年に何回も求めることが可能かどうか。そうすると、責任のあるPDCAと言えるかという問題である。だとすると、誰が何をするかを明確にしておき、行政だけでなく、関連しているところが何をどこまでどうしたかということ各委員が持ち寄り、地域自立支援協議会を踏まえて進めることを考えなければ、行政のデータだけでPDCAサイクルを回すのは難しいと行政の方とは話している。委員の意見も踏まえて次の展開を考えたいと思う。

#### 委員

2点言いたい。第4章5の雇用促進・多様な働き方への支援の充実について、方向性や課題は鮮明になっているので、地域自立支援協議会のしごと部会をベースに議論が活発化することを期待している。

2点目は第6章2の計画の推進主体とその役割だが、ここに来る前に自分の所属する法人の職員と話をしていて、サービス事業者である職員が、計画についてはほとんど関心がない。日々の業務は一生懸命やっている。その意味では、市民や障害のある方への周知以前に、直接かかわっている福祉施設職員の福祉リテラシーというか、愕然とするような問題意識の無さにつきさ

気が付いた。恥ずかしいことだが、4月以降、私どもの小さな法人だが、職員と計画の意味と日々就労支援事業をやっていることとの関連について、もう少し意識が持てるように法人の中で取り組みたいと思った。また、福祉施設職員であるが、市内の福祉リソースをほとんど知らない。例えばふれぼのはどんなどころか、こども未来センターは、といった関連他業種の市内の福祉リソースについては、意外に知らないものである。そういうこともよくないと思い、足もとであるが、福祉リテラシーというか、就労支援にかかわる職員がもう少し問題意識が持てるよう、法人の中で取り組みを始めたいと考えている。

#### 会長

計画の推進主体とその役割の中で、委員の話ともつながるが、計画の主体として行政、市民・地域社会、サービス事業者、企業・事業者、保健・医療関係機関のそれぞれがそれぞれの役割を果たしながら、この仕組みを動かし、一定の段階でPDCAの見直しも含めてどのように積極的に関与していくかが問われている。これは社会貢献として社会福祉法人が無税であるのはいかなる意味があるのかということについて、社会福祉法人の社会貢献ということを明確に展開しなければ、おそらくそういう特権もなくなっていくだろう。そうならないように、それぞれが社会的に必要な役割をどう果たしているかについて、それぞれの法人の中で、行政や地域自立支援協議会と話しながら、それぞれ目標やゴールを決めてどう展開するのか、この計画についてどこまで法人で職員に徹底したのか、どれくらいの人为主になって考えてくれたかということについて、考えていければよい時期ではないかということはおっしゃる通りで、地域の中でもこんな勉強会ができるようにしたい。以前、社会福祉協議会は第8次地域福祉推進計画を作ったが、社会福祉協議会の職員がどこまで理解していて、住民にどこまで理解してもらっているかが問われているという話を委員とした。まさに今回、障害を持っている仲間や関係者がこれをどう共有できるかについて、しっかり検討できるような仕組みを考えていければと思う。

#### 副会長

皆さんご苦労様でした。改めてこういう計画を作るときにつくづく思ったのは、障害者の一人ひとりがもう一度自覚して、自分の周りの環境に対して何をしてほしい、何をしたい、ということを変更して確認をしていくという段階に入っているのではないかと思う。

#### 会長

いま気になったが、第6章2に各主体の役割があるが、市民の中に障害当事者が入っているのだろうが、当事者の役割について明確にされていない。これでいいだろうか。

#### 副会長

それは次回の展開の中に、障害当事者の委員も保護者会・家族会もそうだが、そこが必要である。もう一つ大事なのは、地域において、まずは自助ができるかどうかを考えたときに、他者の助けがいるということはどういうことかを考えないといけない。助けますよ、ではなく、自分がしてほしい側、主体者がいったい誰かということをお考えいただくことをしてほしいと思う。

あなたは障害者だということに対して、物事の見方の一つとして、障害者としての役割は何かということを変更して考えていく分岐点かと思う。

色々な制度は出来上がってきて、グループホームなどまだまだ完成とは言えない状況のものもある中で、意見を出しあっている途中である。今の小さな子供は、昔に比べると障害が個別になっている。特に医療ケアが必要な人は個別である。軽度の障害の人はほとんど障害のないの人と同じ生活ができるが、重度の障害の人は行くところがない。どうしようと悩んでいるときに、「医療ケアが必要な実態の中でこの子はこうなんだ」、「私はこういう子を救いたい」ということを明確に計画で見せていかなければならないと思う。一人ひとりが主役である、西宮市民であることを自覚していけるような計画にすることが、もっと言えば、障害のない人がこの計画をどうやって理解するかが大事である。障害者自身は当事者として色々なところで情報が入るが、色々な人がこういう計画があるのだという知ることができるようにしていただきたいと思う。

## 委員

最後におっしゃった第6章2の計画の推進主体とその役割についてだが、データ上は障害者手帳所持者ベースで、指定難病とか自立支援医療受給者ベースである。しかし、本当に障害者の生きづらさ、暮らしづらさについて、特に(2)の市民・地域社会に追記するとすれば、「しんどい」とか「助けてくれ」ということをちゃんと声を出して言うことが、それぞれの役割だと思う。そこをちゃんと明確にすることで、地域包括ケアシステムとかも包含されて、しんどいことへのアプローチができるし、周りから見てしんどそうだと思っても本人が自覚していないとしたら、そこで初めてアウトリーチという仕組みが出てきて、ここではこども未来センターだけだが、本当は行政がきちんと「この人しんどそう」だとか、市民から「あの人どうにかしてあげて」と言われたときには、積極的に出向いていくような仕組みを作っていくことだということをも明記していくことで、この計画に息が入ると思うので、来年度以降もそこに目を向けて活動できると良いと思う。

## 会長

おっしゃるように、市民・地域社会の中でわざわざ障害者、本人、家族を別立てしなかったのは、ここに含まれている。その中で障害者手帳ベースのイメージではなく、すべての市民が見守り、声掛け、助け合い、支援だけでなく、必要なものは必要としてきちんと出していきながら、助け合ったりする。全体として活動を展開するビジョンをうたい上げることだと思う。そこを含めて私が感じたのは、西宮の障害者、市民はやはり優秀だと思う。この議論をまた続ければもっとレベルが上がると思う。毎月やればそれだけどんどん進化すると思うが、今回はここで皆さんの意見を集約して、出来るだけ反映できるものは反映して、その意見は次の時に、皆さんが参画しやすい委員会を次回以降も持たせていただいて、意見を反映しながら進化していくという方向で展開したいと思う。最後に局長より一言いただきたい。

## 健康福祉局長

策定委員会の閉会にあたり一言ご挨拶申し上げます。委員の皆様には平素から本市行政の推進に

格別のお力添えを賜り厚く御申し上げます。この策定委員会は平成 27 年度に第 1 回目を開催して以来、本日を含め計 7 回にわたりご協議をいただいた。委員の皆様には幅広いご意見をいただき、今回は計画の最終原案をお示ししたが、本日さらにいただいたご意見も含めてなお検討し、障害福祉推進計画としてとりまとめをさせていただきたいと考えている。国においては引き続き制度改革の動きがあるので、計画に位置づけた各施策を進めていくとともに、国の動向などを注視しながら、本市の将来像として掲げている「ともに生き ともに支えあう 共生のまち 西宮」の実現に向け、より一層取り組みを進めてまいりたいと思う。委員の皆様にも本市の障害福祉施策の推進について、今後ともご理解、ご協力を賜るようお願いする。最後になったが、計画策定にあたりご参加いただいた策定委員会の委員の皆様には厚く御礼申し上げ、閉会のご挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。